

# お問い合わせ・申請窓口

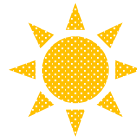
長岡市土木部 下水道課  
長岡市幸町2丁目1番1号  
さいわいプラザ5階

☎ 0258-39-2235

🕒 受付時間：午前9：00～午後5：00  
(土日、祝日を除く)

✉ E-mail：gesui@city.nagaoka.lg.jp

さいわいプラザ 5階



その他詳しくは長岡市ホームページで  
補助金制度の要綱・要領の確認、申請書のダウンロード等

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/>



長岡市HP

940-0084

長岡市幸町2丁目1番1号  
さいわいプラザ5階

長岡市土木部下水道課  
浸水対策補助金担当者 行

書類を郵送する場合

左の宛名ラベルを切り取り、封筒に貼り付けて  
ご利用ください。

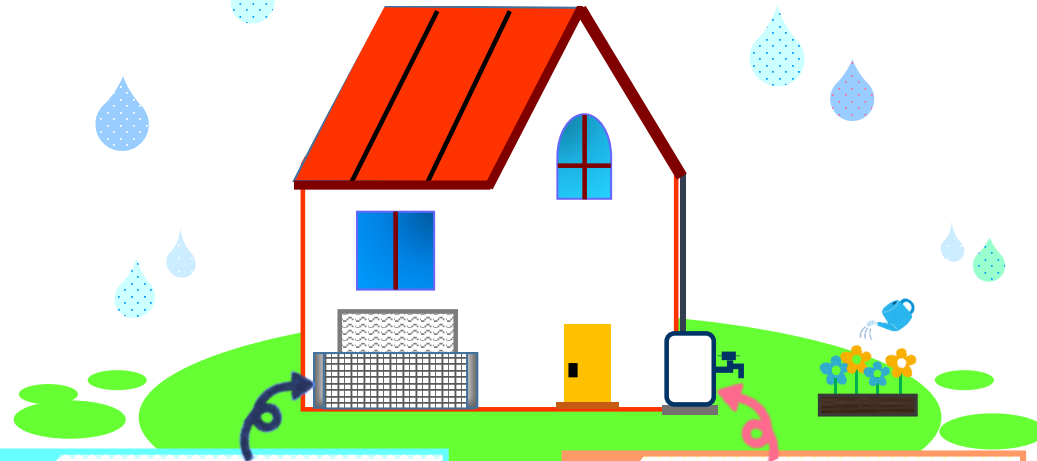


長岡市

# 2026

設置費用を半額補助!!

## 浸水対策補助制度



### 防水板

建物に浸入する雨水をストップ!

補助金額  
最大

75  
万円



### 雨水タンク

(雨水貯留槽)

ためた雨水は水やりなどに活用♪

補助金額  
最大

2  
万円



### 受付期間

令和8年4月20日(月)～10月30日(金)

※受付期間内であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了します。

# 手続きの流れ

# 手続きの流れ

長岡市では、集中豪雨による浸水被害を軽減するために、対象製品の設置にかかる費用の1/2相当(上限あり)の補助金を交付しています。

## ① 申請書の提出

- ・位置図
- ・見取り図
- ・製品カタログ
- ・見積書の写し
- ・通帳の写し

⚠ 今年度の受付は、令和8年10月30日まで

## ② 交付決定の通知

- ・申請内容の審査
- ・補助金交付の可否を決定

## ③ 製品購入・製品設置・実績報告書の提出

- ・領収書の写し
- ・設置写真等の添付

⚠ 設置後1ヶ月以内に提出

## ④ 交付決定の通知

- ・報告内容の確認
- ・交付額の確定
- ・補助金の交付

交付決定の通知を受け取り、口座に補助金が振り込まれたら完了!

←2~3週間→

設置後は設備の機能を保全するため、適切な維持管理を行ってください。

対象となる製品・人

まずはお気軽にお問合せください!

## 防水板

降雨前に建物や敷地の出入口に設置することで、家屋への水の浸入を防ぎます。浸水に耐える材質で、取り外しまたは移動が可能な設備が対象です。



## 雨水タンク

雨どいから接続されたタンクに雨水をためることで、大量の雨水が道路や敷地内に流れるのを抑えます。雨水貯留槽として市販されており、**100リットル以上**ためられる製品(※)が対象です。※複数台設置して100リットル以上となる場合も申請可

この制度の対象となる建築物は、住宅または住宅に隣接する車庫、物置等です。(1つの建築物につき申請は1回限り)



長岡市は製品の斡旋を行っておりません。ホームセンターや工務店などでお求めください。

対象の製品

補助金額

対象者

上限 **75** 万円

対象経費の **半額を補助!!**  
(100円未満切り捨て)

上限 **2** 万円

市内に建物を所有し、又は使用している方 (事業者可)

・市内に居住している方  
・市内に居住を予定している方

## Q & A

その他ご不明な点は  
お気軽にお問合せください!

Q.1

すでに購入済みの製品は補助金申請できますか?

A.1

製品購入前の補助金申請が必須となります。申請後、長岡市からの補助金交付決定通知書が届いてから購入(発注)してください。

Q.2

補助金申請の受付はいつまでですか?

A.2

令和8年度の申請書の受付は、10月30日(金)までです。降雪期前に設置が終わるよう、申請はお早めをお願いします。

Q.3

申請書等の書類はどちらで入手できますか?

A.3

- ①市ホームページにアクセスして書類を印刷する
- ②下水道課窓口で受け取る
- ③郵送で受け取る …の3通りあります。(HPアドレス・下水道課連絡先は次ページに掲載)

Q.4

書類の提出方法を教えてください。

A.4

書類は郵送、下水道課に持参、またはメールで提出できます。ただし、防水板設置補助金の申請書類はメール提出不可です。(メールアドレスは次ページに掲載)

Q.5

見積書、領収書の宛名および口座名義は、申請者以外の名称でもよいですか? また、連名での申請はできますか?

A.5

見積書、領収書の宛名や補助金の振込口座の名義は、申請者の名称と一致する必要があります。また、連名での申請はできません。

Q.6

他の製品・工事等の費用とあわせて見積書や領収書でもよいですか?

A.6

見積書や領収書の金額には、申請と関係のない他の製品等の金額が含まれないよう、見積りの依頼や購入の際はご注意ください。